

審査会合（2020年6月8日）の指摘事項に対する回答について

第十八条(廃棄施設)

<指摘内容>

ドラム缶等の漂流防止対策について、固縛の方法によってはドラム缶等の健全性が前提の漂流防止対策になるので、ドラム缶等の健全性を確認したい。

<回答>

現状検討中であるが、ドラム缶等の漂流防止対策について以下のとおり考えている。

ドラム缶等が管理区域外へ漂流しないように、ドラム缶等の保管数量に併せて、水深7mに備え、ドラム缶等が水面に浮かぶような大きさのネットで覆い、ネットを床面に固縛することでドラム缶等の漂流防止を考えている。

ドラム缶等の漂流防止の考え方は以下のとおり。

- ① 仮想的大規模津波が襲来した場合、急激な水の流入はあっても、水深は徐々に上昇する。ドラム缶は水と大気の比重差により浮力が発生し、水位上昇によりドラム缶は浮き上がる。これにより水深7mによる圧力がかかる状況にならないためドラム缶が水圧により損傷する可能性は少ない。
- ② 何らかの理由で、床面からドラム缶が浮かばない場合には、ドラム缶に水深7mによる水圧がかかる。この時、ドラム缶は変形するものの、天蓋（てんがい）が開かず、胴体等に穴が開くような損傷がない場合、廃棄物がドラム缶の外へでることはない。
- ③ 一方、ドラム缶の天蓋や胴体部に開口部が発生した場合でも、廃棄物はビニール袋に入れるため、ドラム缶と天蓋のすき間あるいはドラム缶の損傷部からドラムの外へでることは考えにくい。なお、何らかの理由でドラム缶の内部に水が入った場合には、ドラム缶内外の差圧は緩和され、ドラム缶の変形の進展は抑えられる。
- ④ 何らかの理由でビニール袋に入った廃棄物がドラム缶の外に出たとしても、ドラム缶等の周囲をネットで覆うことで、ネットの網目から外に出て廃棄物貯蔵室外等へ漂流することはない。

なお、平常時に廃棄物の発生はないが、仮に金属キャスクのトラニオン1個に表

面密度限度の 1/10 程度である 4[Bq/cm²] (β核種 Co-60 と仮定) の汚染があったと仮定した場合、拭き取った放射エネルギーは合計で約 11.2[kBq]である。この拭き取った放射エネルギーをドラム缶の中心に集めたとした場合、ドラム缶表面の放射線量は約 0.05[μSv/h]程度であり、ドラム缶が漂流したとしても一般公衆への影響は非常に少ない。

(参考)

ドラム缶が水深 7 mにおいて静水圧がかかった場合の強度 (座屈) について、概略評価は次のとおり。

○ドラム缶の仕様

- ・規格: JIS Z 1600 (:2017) 「鋼製オープンヘッドドラム」
- ・材料: GIS G3141 冷間圧延軟鋼及び鋼帯 (SPCG 等)
- ・全容量: 208[L] (最小)
- ・寸法: 輪帯の外形 585[mm] (最大), ドラムの高さ 890±5[mm]
- ・使用鋼板の種類・質量: H級, 板厚 1.6[mm], 質量 27.0[kg] (最小)

○ドラム缶を円筒殻とした場合の強度 (座屈) の概略評価

- ・寸法: 円筒形 直径 600[mm], 高さ 900[mm], 板厚 1.6[mm]
- ・材料機械的特性: ヤング率 E= 206000[N/mm²], ポアソン比 ν=0.3[-]
- ・水深 7m における水圧: 0.07[N/mm²]

*内外圧を受ける薄肉円筒に生じる応力

$$\begin{aligned}\sigma_{\theta} &= PD/2t \\ &= 0.07 \times 600 / (2 \times 1.6) \\ &= 13.2 \text{ [N/mm}^2\text{]}\end{aligned}$$

(参考)

- ・水深 1 m で 0.01[N/mm²]
- ・大気圧 1013[hPa]
=0.1013[N/mm²]

*円筒殻が外圧 (静水圧) により座屈する応力 (※)

$$\begin{aligned}\sigma_{cr} &= k \{ \pi^2 E / 12 (1 - \nu^2) \} / (t/L)^2 \\ &= 8.37 \text{ [N/mm}^2\text{]}\end{aligned}$$

ここで,

k : 座屈係数 (k= k_p/3)

(本評価では座屈応力の低下が軸圧縮座屈と同様の挙動を示すと仮定し, k を k_p の 1/3 とした。)

k_p : 外圧による座屈における座屈係数

$$k_p = (1 + \beta^2)^2 / (\delta + \beta^2) + 12z^2 / \{ \pi^4 (\delta + \beta^2) (1 + \beta^2)^2 \}$$

β : $=Ln/\pi r$

n : 円周方向の波数 (本条件では $n=6$ の時, σ_{cr} が最小)

δ : $=0.5[-]$ (静水圧の場合)

z : 形状係数

$$z=(1-\nu^2)^{1/2}L^2/Rt$$

- 内外圧を受ける薄肉円筒に生じる応力 σ_{θ} は, 円筒殻が外圧 (静水圧) により座屈する応力 σ_{cr} より大きいため, 円筒殻に座屈が生じる可能性がある。

$$\sigma_{\theta} (13.2[\text{N/mm}^2]) > \sigma_{cr} (8.37[\text{N/mm}^2])$$

※参照資料「機械工学便覧 α . 基礎編」(2007年10月25日, 日本機械学会) p. α 3-95

以 上

使用済燃料貯蔵事業許可基準規則／事業変更許可申請書記載事項 整理表

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第 1 回	第 2 回以降	
<p>(廃棄施設)</p> <p>第十八条 使用済燃料貯蔵施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。</p> <p>【解釈】</p> <p>第 18 条 (廃棄施設)</p> <p>1 第 1 項に規定する「放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する」とは、以下の設計をいう。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵施設で発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、当該施設として、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和 50 年 5 月 13 日原子力委員会決定)において定める線量目標値(50 マイクロシーベルト/年以下)が達成できるよう、処理が行える設計であること。</p>	<p>四、1. へ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設 平常時に放射性気体廃棄物の発生はないことから気体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造 廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性液体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れ、保管廃棄する。 また、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる。 なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 廃棄物貯蔵室</p> <p>(iii) 廃棄物の処理能力 平常時に放射性液体廃棄物の発生はないことから液体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(iv) 廃液槽の最大保管廃棄能力 廃棄物貯蔵室は、固体廃棄物と併せて 2000 ドラム缶約 100 本相当を保管廃棄する能力を有するものを設ける。</p> <p>(v) 排水口の位置 排水口を設置しないので該当なし。</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造 廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃</p>	<p>添付六 1.2.17 廃棄施設 適合のための設計方針</p> <p>1 について 使用済燃料貯蔵施設は、平常時に発生する放射性廃棄物はないことから、放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設はない。 (略)</p> <p>添付六 6. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>6.1 概要 廃棄物貯蔵室を設け、管理区域内で発生する液体廃棄物及び固体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れて保管廃棄する。</p> <p>6.2 設計方針 廃棄物貯蔵室は、事業開始以降、金属キャスクを順次搬入してから全ての金属キャスクを貯蔵後搬出するまで、いずれの状態においても、安全性の確保の観点から以下を考慮した設計とする。 使用済燃料貯蔵施設は、平常時に発生する放射性廃棄物はないことから、放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設はない。 (略)</p>	—	—	—

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
	<p>棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性固体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れ、保管廃棄する。</p> <p>また、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる。</p> <p>なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 廃棄物貯蔵室</p> <p>(iii) 廃棄物の処理能力 平常時に放射性固体廃棄物の発生はないことから固体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(iv) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力 廃棄物貯蔵室は、液体廃棄物と併せて2000ドラム缶約100本相当を保管廃棄する能力を有するものを設ける。</p>				

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
<p>【解釈】 第18条（廃棄施設）</p> <p>1 第1項に規定する「放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する」とは、以下の設計をいう。</p> <p>二 平常時における使用済燃料貯蔵施設からの環境への放射性物質の放出等に伴う公衆の受ける線量が、第4条第1項の直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を含めて法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること（「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年3月27日原子力委員会了承）を参考に、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下を達成できること。）。</p>	<p>四、1. へ、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設 平常時に放射性気体廃棄物の発生はないことから気体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性液体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れ、保管廃棄する。 また、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる。 なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 廃棄物貯蔵室</p> <p>(iii) 廃棄物の処理能力 平常時に放射性液体廃棄物の発生はないことから液体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(iv) 廃液槽の最大保管廃棄能力 廃棄物貯蔵室は、固体廃棄物と併せて2000ドラム缶約100本相当を保管廃棄する能力を有するものを設ける。</p> <p>(v) 排水口の位置 排水口を設置しないので該当なし。</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性固体廃棄物をドラム缶、ステンレ</p>	<p>添付六 1.2.17 廃棄施設 <u>適合のための設計方針</u></p> <p>1 について 使用済燃料貯蔵施設は、平常時に発生する放射性廃棄物はないことから、放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設はない。 (略)</p> <p>添付六 6. 放射性廃棄物の廃棄施設 6.1 概要 廃棄物貯蔵室を設け、管理区域内で発生する液体廃棄物及び固体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れて保管廃棄する。</p> <p>6.2 設計方針 廃棄物貯蔵室は、事業開始以降、金属キャスクを順次搬入してから全ての金属キャスクを貯蔵後搬出するまで、いずれの状態においても、安全性の確保の観点から以下を考慮した設計とする。 使用済燃料貯蔵施設は、平常時に発生する放射性廃棄物はないことから、放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設はない。 (略)</p>	—	—	—

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
	<p>ス製等の密封容器に入れ、保管廃棄する。</p> <p>また、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる。</p> <p>なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 廃棄物貯蔵室</p> <p>(iii) 廃棄物の処理能力 平常時に放射性固体廃棄物の発生はないことから固体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(iv) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力 廃棄物貯蔵室は、液体廃棄物と併せて2000ドラム缶約100本相当を保管廃棄する能力を有するものを設ける。</p>				
<p>【解釈】</p> <p>第18条（廃棄施設）</p> <p>1 第1項に規定する「放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する」とは、以下の設計をいう。</p> <p>三 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、使用済燃料貯蔵施設から発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量が十分であるとともに、放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮して設計されていること。</p>	<p>四、1. へ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設 平常時に放射性気体廃棄物の発生はないことから気体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造 廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性液体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れ、保管廃棄する。 また、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる。 なお、仮想的な大規模津波による使用済燃料</p>	<p>添付六 1.2.17 廃棄施設 適合のための設計方針</p> <p>1 について 使用済燃料貯蔵施設は、平常時に発生する放射性廃棄物はないことから、放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設はない。 なお、搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合等は、除染に使用した水等の液体廃棄物及びウエス等の固体廃棄物はドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。 また、液体廃棄物及び固体廃棄物は、識別されたドラム缶、ステンレス製の密封容器にそれぞれ分けて入れるとともに、廃棄物貯蔵室に区画を設けて液体廃棄物は入口近傍に保管廃棄することにより、お互いに影響を与え</p>	○	—	○

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
	<p>貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 廃棄物貯蔵室</p> <p>(iii) 廃棄物の処理能力 平常時に放射性液体廃棄物の発生はないことから液体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(iv) 廃液槽の最大保管廃棄能力 廃棄物貯蔵室は、固体廃棄物と併せて2000ドラム缶約100本相当を保管廃棄する能力を有するものを設ける。</p> <p>(v) 排水口の位置 排水口を設置しないので該当なし。</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造 廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性固体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れ、保管廃棄する。 また、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる。 なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 廃棄物貯蔵室</p> <p>(iii) 廃棄物の処理能力</p>	<p>ないことから安全性は損なわない。 放射性廃棄物を保管廃棄する施設として廃棄物貯蔵室を設置し、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、使用済燃料貯蔵建屋受入れ区域の独立した区画内に設け、出入口にはせきを設ける構造とする。 廃棄物貯蔵室では、著しい漏えいの発生はないが、巡視点検にて漏えいを発見できる構造とする。 仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>2 について 廃棄物貯蔵室は、平常時に発生する放射性廃棄物はないが、万一、受入れた金属キャスクに汚染があった場合、必要な汚染防止対策を講ずるためそれ以降の廃棄物の発生量の低減を図る。これにより廃棄物貯蔵室の保管廃棄する能力、貯蔵容量は2000ドラム缶100本相当で十分である。</p> <p>添付六 6. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>6.1 概要 廃棄物貯蔵室を設け、管理区域内で発生する液体廃棄物及び固体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れて保管廃棄する。</p> <p>6.2 設計方針 廃棄物貯蔵室は、事業開始以降、金属キャスクを順次搬入してから全ての金属キャスクを貯蔵後搬出するまで、いずれの状態においても、安全性の確保の観点から以下を考慮した設計とする。 (略) なお、搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合等は、除染に使用した水等の液体廃棄物及びウエス等の固体廃棄物はドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p>			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
	<p>平常時に放射性固体廃棄物の発生はないことから固体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(iv) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力 廃棄物貯蔵室は、液体廃棄物と併せて 2000 ドラム缶約 100 本相当を保管廃棄する能力を有するものを設ける。</p>	<p>(1) 汚染の拡大防止 放射性廃棄物を保管廃棄する施設として廃棄物貯蔵室を設置し、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、使用済燃料貯蔵建屋受入れ区域の独立した区画内に設け、出入口にはせきを設ける構造とする。 また、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄するドラム缶、ステンレス製の密封容器は漏えい防止を考慮した設計とする。 なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>(2) 漏えいの発見 廃棄物貯蔵室では、著しい漏えいの発生はないが、巡視点検にて漏えいを発見できる構造とする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 貯蔵容量 廃棄物貯蔵室は、2000 ドラム缶約 100 本相当を保管廃棄する能力を有する設計とする。 廃棄物貯蔵室は、平常時に発生する放射性廃棄物はないが、万一、受入れた金属キャスクに汚染があった場合、必要な汚染防止対策を講ずるためそれ以降の廃棄物の発生量の低減を図る。これにより廃棄物貯蔵室の保管廃棄する能力、貯蔵容量は 2000 ドラム缶 100 本相当で十分である。</p> <p>6.3 主要設備</p> <p>(1) 液体廃棄物の保管 放射性の液体廃棄物が発生した場合、液体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に収集し、その容器を廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。 液体廃棄物を入れるドラム缶、ステンレス製の密封容器は、漏えい防止を考慮して密封構造を採用する。</p> <p>(2) 固体廃棄物の保管 放射性の固体廃棄物が発生した場合、固体廃棄物を</p>			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
		<p>ドラム缶、ステンレス製等の密封容器に収集し、その容器を廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>固体廃棄物を入れるドラム缶、ステンレス製等の密封容器は、汚染拡大の防止を考慮して密封構造を採用する。</p> <p>(3) 廃棄物貯蔵室</p> <p>放射性廃棄物を入れたドラム缶、ステンレス製等の密封容器は、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>廃棄物貯蔵室は、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、使用済燃料貯蔵建屋受入れ区域の独立した区画に設ける。</p> <p>廃棄物貯蔵室の出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる。</p> <p>放射性液体廃棄物の発生はないが、万一発生しても著しい漏えいの発生はないため漏えい検知装置は不要であるが、事業者自主として漏えい検知装置を設置し、漏えいを検知した時点で監視盤室及び事務建屋に警報を発する。</p> <p>また、放射線サーベイ機器等で汚染レベルを監視できる設計とする。</p> <p>液体廃棄物及び固体廃棄物は、識別されたドラム缶、ステンレス製等の密封容器にそれぞれ分けて入れるとともに、廃棄物貯蔵室に区画を設けて液体廃棄物は入口近傍に保管廃棄することにより、お互いに影響を与えないことから安全性は損なわない。</p> <p>(4) 保管廃棄方法</p> <p>廃棄物貯蔵室では、200ℓドラム缶約100本相当を3段積みとして、転倒防止対策を実施する。</p> <p>液体廃棄物ドラム缶、ステンレス製等の密封容器の貯蔵については、転倒による漏えいを防止する観点から床に近い最下段に配置することとし、液体廃棄物を貯蔵するドラム缶、ステンレス製等の密封容器は腐食を考慮した仕様とする。</p> <p>ドラム缶、ステンレス製等の密封容器の管理については、巡視点検にてドラム缶、ステンレス製等の密封容器の目視点検を実施するとともに漏えいのないことを確認する。</p>			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
		<p>なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>6.4 主要仕様 放射性廃棄物の廃棄施設の主要仕様を第6.4-1表に示す。 (略) 第6.4-1表 放射性廃棄物の廃棄施設の主要仕様</p> <p>位 置 使用済燃料貯蔵建屋受入れ区域内 貯蔵能力 液体廃棄物及び固体廃棄物約 100 本相当 (2000 ドラム缶) 面 積 約 30m²</p> <p>添付七 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)及び「労働安全衛生法」を遵守し、リサイクル燃料備蓄センターに起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆、放射線業務従事者及び一時立入者(以下「放射線業務従事者等」という。)並びに事業所内の管理区域以外の人立ち入る場所に滞在する者を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。 さらに、リサイクル燃料備蓄センター周辺の公衆に対する線量については、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づき、合理的に達成できる限り低く(実効線量で50μSv/年以下)することとする。 なお、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物管理の運用については、今後、使用済燃料貯蔵施設の最終的な詳細</p>			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
		<p>設計に合わせて更に十分検討の上、原子炉等規制法に基づく保安規定に定める。</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(1) リサイクル燃料備蓄センターに係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くする方針で、遮蔽設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物の廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(略)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の設計及び管理に際しては、貯蔵規則を遵守するとともに、次の考え方に基づくものとする。</p> <p>(1) 液体廃棄物は、ドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>(2) 固体廃棄物は、ドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>4.2 液体廃棄物処理</p> <p>4.2.1 液体廃棄物の種類とその発生量</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の管理区域では、平常時に発生する液体廃棄物はない。</p> <p>液体廃棄物の年間推定発生量：0 m³</p> <p>4.2.2 液体廃棄物の保管管理</p> <p>搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合等は、除染に使用した水等の液体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れた後、放射性廃棄物の廃棄施設の廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>4.3 固体廃棄物処理</p> <p>4.3.1 固体廃棄物の種類とその発生量</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の管理区域では、平常時に発生する固体廃棄物はない。</p> <p>固体廃棄物の年間推定発生量：0 m³</p>			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
		<p>4.3.2 固体廃棄物の保管管理</p> <p>搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合等は、除染に使用したウエス、ゴム手袋等の固体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れた後、放射性廃棄物の廃棄施設の廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>5. 平常時における公衆の線量評価</p> <p>リサイクル燃料備蓄センターに起因する平常時における公衆の線量が、原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り低いことを評価する。</p> <p>使用済燃料貯蔵施設には、表面の放射性物質の密度が法令に定める表面密度限度以下であることを確認した金属キャスクを搬入する。また、使用済燃料集合体は、別の容器に詰め替えることなく貯蔵するため、使用済燃料貯蔵施設において放射性物質が検出される可能性は極めて低い。万一、金属キャスクの表面に法令に定める表面密度限度の放射性物質が付着して使用済燃料貯蔵施設に搬入されたとしても、それに起因する公衆の線量は無視し得る程度である。</p> <p>以上のことから、平常時における公衆の線量は、リサイクル燃料備蓄センターからの放射線による外部被ばくについて評価することとする。</p>			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
<p>2 使用済燃料貯蔵施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 第18条（廃棄施設） 2 第1項及び第2項に規定する「保管廃棄する施設」とは、事業規則第2条第1項第2号へに規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。</p>	<p>四、1. へ、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設 平常時に放射性気体廃棄物の発生はないことから気体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造 廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性液体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れ、保管廃棄する。 また、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる。 なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 廃棄物貯蔵室</p> <p>(iii) 廃棄物の処理能力 平常時に放射性液体廃棄物の発生はないことから液体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(iv) 廃液槽の最大保管廃棄能力 廃棄物貯蔵室は、固体廃棄物と併せて2000ドラム缶約100本相当を保管廃棄する能力を有するものを設ける。</p> <p>(v) 排水口の位置 排水口を設置しないので該当なし。</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造 廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性固体廃棄物をドラム缶、ステンレス</p>	<p>添付六 1.2.17 廃棄施設 <u>適合のための設計方針</u> (略)</p> <p>2 について 廃棄物貯蔵室は、平常時に発生する放射性廃棄物はないが、万一、受入れた金属キャスクに汚染があった場合、必要な汚染防止対策を講ずるためそれ以降の廃棄物の発生量の低減を図る。これにより廃棄物貯蔵室の保管廃棄する能力、貯蔵容量は2000ドラム缶100本相当で十分である。</p> <p>添付六 6. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>6.1 概要 廃棄物貯蔵室を設け、管理区域内で発生する液体廃棄物及び固体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れて保管廃棄する。</p> <p>6.2 設計方針 廃棄物貯蔵室は、事業開始以降、金属キャスクを順次搬入してから全ての金属キャスクを貯蔵後搬出するまで、いずれの状態においても、安全性の確保の観点から以下を考慮した設計とする。 (略) なお、搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合等は、除染に使用した水等の液体廃棄物及びウエス等の固体廃棄物はドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。 (略)</p> <p>(3) 保管廃棄の安全性 液体廃棄物及び固体廃棄物は、識別されたドラム缶、ステンレス製の密封容器にそれぞれ分けて入れるとともに、廃棄物貯蔵室に区画を設けて液体廃棄物は入口近傍に保管廃棄することにより、お互いに影響を与えないことから安全性は損なわない。</p> <p>(4) 貯蔵容量 廃棄物貯蔵室は、2000ドラム缶約100本相当を保管</p>	○	—	○

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
	<p>製等の密封容器に入れ、保管廃棄する。</p> <p>また、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる。</p> <p>なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 廃棄物貯蔵室</p> <p>(iii) 廃棄物の処理能力 平常時に放射性固体廃棄物の発生はないことから固体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>(iv) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力 廃棄物貯蔵室は、液体廃棄物と併せて2000ドラム缶約100本相当を保管廃棄する能力を有するものを設ける。</p>	<p>廃棄する能力を有する設計とする。</p> <p>廃棄物貯蔵室は、平常時に発生する放射性廃棄物はないが、万一、受入れた金属キャスクに汚染があった場合、必要な汚染防止対策を講ずるためそれ以降の廃棄物の発生量の低減を図る。これにより廃棄物貯蔵室の保管廃棄する能力、貯蔵容量は2000ドラム缶100本相当で十分である。</p> <p>6.3 主要設備</p> <p>(1) 液体廃棄物の保管 放射性の液体廃棄物が発生した場合、液体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に収集し、その容器を廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。 (略)</p> <p>(2) 固体廃棄物の保管 放射性の固体廃棄物が発生した場合、固体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に収集し、その容器を廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。 (略)</p> <p>(3) 廃棄物貯蔵室 放射性廃棄物を入れたドラム缶、ステンレス製の密封容器は、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。 (略) 液体廃棄物及び固体廃棄物は、識別されたドラム缶、ステンレス製の密封容器にそれぞれ分けて入れるとともに、廃棄物貯蔵室に区画を設けて液体廃棄物は入口近傍に保管廃棄することにより、お互いに影響を与えないことから安全性は損なわない。</p> <p>(4) 保管廃棄方法 廃棄物貯蔵室では、2000ドラム缶約100本相当を3段積みとして、転倒防止対策を実施する。 液体廃棄物ドラム缶、ステンレス製の密封容器の貯蔵については、転倒による漏えいを防止する観点から床に近い最下段に配置することとし、液体廃棄物を貯蔵するドラム缶、ステンレス製の密封容器は腐食を考慮した仕様とする。 ドラム缶、ステンレス製の密封容器の管理につい</p>			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
		<p>ては、巡視点検にてドラム缶、ステンレス製等の密封容器の目視点検を実施するとともに漏えいのないことを確認する。</p> <p>なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製等の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製等の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>6.4 主要仕様</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の主要仕様を第6.4-1表に示す。</p> <p>(略)</p> <p>第6.4-1表 放射性廃棄物の廃棄施設の主要仕様</p> <p>位 置 使用済燃料貯蔵建屋受入れ区域内</p> <p>貯蔵能力 液体廃棄物及び固体廃棄物約 100 本相当 (200 ドラム缶)</p> <p>面 積 約 30m²</p>			

使用済燃料貯蔵事業許可基準規則／事業変更許可申請書記載事項 整理表

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第 1 回	第 2 回以降	
<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>第五条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>【解釈】</p> <p>第 5 条 (閉じ込めの機能)</p> <p>1 第 5 条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>一 金属キャスクは、設計貯蔵期間を通じて、使用済燃料等を内封する空間を負圧に維持できる設計であること。</p>	<p>四、1.ロ.(3)</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>a. 金属キャスクは、設計貯蔵期間 (50 年間) に事業所外運搬に係る期間等、十分な余裕を有する 60 年間を通じて、使用済燃料集合体を内封する空間を不活性雰囲気に保つとともに負圧に維持する設計とする。</p>	<p>添付六 1.1.3 使用済燃料等の閉じ込めに関する基本方針</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>(1) 金属キャスクは、設計貯蔵期間 (50 年間) に事業所外運搬に係る期間等、十分な余裕を有する 60 年間を通じて、使用済燃料集合体を内封する空間を不活性雰囲気に保つとともに負圧に維持する設計とする。</p> <p>添付六 1.2.4 閉じ込めの機能適合のための設計方針</p> <p>(1) 金属キャスクは、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、設計貯蔵期間 (50 年間) に事業所外運搬に係る期間等、十分な余裕を有する 60 年間を通じて使用済燃料集合体を内封する空間を負圧に維持できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料集合体及びバスケットの健全性を維持するため、金属キャスクの内部の空間を不活性雰囲気に保つ設計とする。</p> <p>添付六 3.2 (3) 閉じ込め機能</p> <p>金属キャスクは、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、設計貯蔵期間 (50 年間) に事業所外運搬に係る期間等、十分な余裕を有する 60 年間を通じて使用済燃料集合体を内封する空間を負圧に維持する設計とする。また、使用済燃料集合体及びバスケットの健全性を維持するため、金属キャスクの内部の空間を不活性雰囲気に保つ設計とする。</p> <p>添付六 3.3 (3) 閉じ込め</p> <p>金属キャスクは、本体胴及び蓋部により使用済燃料集合体を内封する空間を外部から隔離し、設計貯蔵期間 (50 年間) に事業所外運搬に係る期間等、十分な余裕を有する 60 年間を通じて負圧に維持する。</p>	○	○	—

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
<p>【解釈】 第5条（閉じ込めの機能） 1 第5条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>二 金属キャスクは、多重の閉じ込め構造を有する蓋部により、使用済燃料等を内封する空間を容器外部から隔離できる設計であること。</p>	<p>四、1.ロ.(3) 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>b. 金属キャスクは、蓋部を一次蓋、二次蓋の多重の閉じ込め構造とし、一次蓋と二次蓋との空間部を正圧に維持することにより、使用済燃料集合体を内封する空間を金属キャスク外部から隔離する設計とする。また、一次蓋と二次蓋との空間部の圧力を測定することにより、閉じ込め機能について監視できる設計とする。金属キャスクの構造上、漏えいの経路となり得る蓋及び蓋貫通孔のシール部には金属ガスケットを用いることにより長期にわたって閉じ込め機能を維持する設計とする。</p>	<p>添付六 1.1.3 使用済燃料等の閉じ込めに関する基本方針 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>(2) 金属キャスクは、蓋部における多重の閉じ込め構造により使用済燃料集合体を内封する空間を容器外部から隔離する設計とする。また、閉じ込め機能について監視できる設計とする。</p> <p>添付六 1.2.4 閉じ込めの機能 <u>適合のための設計方針</u> (2) 金属キャスクは、蓋部を一次蓋、二次蓋の多重の閉じ込め構造とし、一次蓋と二次蓋との空間部を正圧に維持することにより、使用済燃料集合体を内封する空間を金属キャスク外部から隔離する設計とする。また、一次蓋と二次蓋との空間部の圧力を測定することにより、閉じ込め機能について監視ができる設計とする。金属キャスクの構造上、漏えいの経路となり得る蓋及び蓋貫通孔のシール部には金属ガスケットを用いることにより長期にわたって閉じ込め機能を維持する設計とする。</p> <p>添付六 3.2 (3) 閉じ込め機能 金属キャスクは、一次蓋及び二次蓋による多重の閉じ込め構造とし、一次蓋と二次蓋との空間部を正圧に維持することにより、使用済燃料集合体を内封する空間を金属キャスク外部から隔離する設計とする。また、蓋間の圧力を測定することにより、閉じ込め機能について監視ができる設計とする。</p> <p>添付六 3.3 (3) 閉じ込め 金属キャスクは、蓋部を一次蓋、二次蓋の多重の閉じ込め構造とし、その蓋間をあらかじめ正圧とし圧力障壁を形成することにより、放射性物質を金属キャスク内部に閉じ込める。また、使用済燃料集合体を内封する空間に通じる貫通孔のシール部は一次蓋に設ける。蓋及び蓋貫通孔のシール部には、長期にわたって閉じ込め機能を維持する観点から金属ガスケットを用いる。</p>	○	○	—

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
<p>【解釈】 第5条（閉じ込めの機能） 1 第5条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>三 金属キャスクは、貯蔵期間中及び貯蔵終了後において、収納された使用済燃料の検査等のために金属製の乾式キャスクの蓋等を開放しないことを前提としているため、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、蓋を追加装着できる構造を有する設計とすること等、閉じ込め機能の修復性に関して考慮がなされていること。</p>	<p>四、1.ロ.(3) 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>c. 金属キャスクは、貯蔵期間中及び貯蔵終了後において、収納された使用済燃料集合体の検査等のために一次蓋を開放しないことを前提としているため、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、二次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、二次蓋の金属ガスケットを交換し、一次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、金属キャスクに蓋を追加装着できる構造を有すること等、閉じ込め機能の修復性を考慮した設計とする。</p>	<p>添付六 1.1.3 使用済燃料等の閉じ込めに関する基本方針 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>(3) 金属キャスクは、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、蓋を追加装着できる構造を有すること等、閉じ込め機能の修復性を考慮した設計とする。</p> <p>添付六 1.2.4 閉じ込めの機能 適合のための設計方針 (3) 金属キャスクは、貯蔵期間中及び貯蔵終了後において、収納された使用済燃料集合体の検査等のために一次蓋を開放しないことを前提としているため、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、二次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、二次蓋の金属ガスケットを交換し、一次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、金属キャスクに蓋を追加装着できる構造を有すること等、閉じ込め機能の修復性を考慮した設計とする。</p> <p>添付六 3.2 (3) 閉じ込め機能 万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、蓋を追加装着できる構造を有すること等、閉じ込め機能の修復性を考慮した設計とする。</p> <p>添付六 3.3 (3) 閉じ込め 蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、二次蓋に漏えいが認められた場合には、金属キャスク内部が負圧に維持されていること及び一次蓋の健全性を確認の上、二次蓋の金属ガスケットを交換し、閉じ込め機能を修復して貯蔵を継続する。二次蓋に漏えいが認められず、一次蓋の閉じ込め機能が異常であると考えられる場合には、金属キャスクに蓋を追加装着し、搬出のために必要な記録とともに、契約先に引き渡す。</p>	○	○	○

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
<p>【解釈】 第5条（閉じ込めの機能） 1 第5条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>四 使用済燃料貯蔵施設の操業に伴い発生する放射性固体廃棄物の処理施設は、放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計であること。</p>	<p>四、1. へ. (1) 平常時に放射性気体廃棄物の発生はないことから気体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>四、1. へ. (2) (iii) 平常時に放射性液体廃棄物の発生はないことから液体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>四、1. へ. (略)</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性液体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れ、保管廃棄する。</p> <p>四、1. へ. (3) (iii) 平常時に放射性固体廃棄物の発生はないことから固体廃棄物の処理設備を設置しない。</p> <p>四、1. へ. (3) 固体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性固体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れ、保管廃棄する。</p>	<p>添付六 1.2.4 閉じ込めの機能 適合のための設計方針 (4) 使用済燃料貯蔵施設では、平常時に放射性廃棄物は発生しないため、放射性廃棄物の処理施設を設置しない。 なお、搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合等は、除染に使用した水等の液体廃棄物及びウエス等の固体廃棄物はドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p>	—	—	—
<p>【解釈】 第5条（閉じ込めの機能） 1 第5条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>五 放射性固体廃棄物の貯蔵施設は、使用済燃料貯蔵施設から発生する放射性固体廃棄物による汚染の拡大防止を考慮した設計であること。</p>	<p>四、1. ロ. (3) 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>d. 放射性廃棄物の廃棄施設は、廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れ、保管廃棄可能な設計とする。また、漏えいが生じたときの漏えい拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室の出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる設計とする。</p> <p>なお、仮想的な大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋</p>	<p>添付六 1.1.3 使用済燃料等の閉じ込めに関する基本方針 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>(4) 放射性廃棄物の廃棄施設は、廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れ、保管廃棄可能な設計とする。また、漏えいが生じたときの漏えい拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室の出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる設計とする。</p>	○	—	○

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
	<p>の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製等の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製等の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>四、1.へ。 (3) 固体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性固体廃棄物をドラム缶、ステンレス製等の密封容器に入れ、保管廃棄する。</p> <p>また、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる。</p> <p>なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製等の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製等の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p>	<p>なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製等の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製等の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>添付六 1.2.4 閉じ込めの機能 適合のための設計方針 (5) 放射性廃棄物の廃棄施設は、廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室を受入れ区域の独立した区画に設け、放射性廃棄物をドラム缶、ステンレス製等の密封容器に入れ、保管廃棄可能な設計とする。</p> <p>また、漏えいが生じたときの漏えい拡大防止を考慮し、廃棄物貯蔵室の出入口にはせきを設ける構造とするとともに、床等は、廃水が浸透し難い材料で仕上げる設計とする。</p> <p>なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製等の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製等の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>添付六 1.2.17 廃棄施設 適合のための設計方針 1 について (略)</p> <p>なお、搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合等は、除染に使用した水等の液体廃棄物及びウエス等の固体廃棄物はドラム缶、ステンレス製等の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>また、液体廃棄物及び固体廃棄物は、識別されたドラム缶、ステンレス製等の密封容器にそれぞれ分けて入れるとともに、廃棄物貯蔵室に区画を設けて液体廃棄物は入口近傍に保管廃棄することにより、お互いに影響を与え</p>			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
		<p>ないことから安全性は損なわない。</p> <p>放射性廃棄物を保管廃棄する施設として廃棄物貯蔵室を設置し、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、使用済燃料貯蔵建屋受入れ区域の独立した区画内に設け、出入口にはせきを設ける構造とする。</p> <p>廃棄物貯蔵室では、著しい漏えいの発生はないが、巡視点検にて漏えいを発見できる構造とする。</p> <p>仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>添付六 6. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>6.1 概要</p> <p>廃棄物貯蔵室を設け、管理区域内で発生する液体廃棄物及び固体廃棄物をドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れて保管廃棄する。</p> <p>6.2 設計方針</p> <p>廃棄物貯蔵室は、事業開始以降、金属キャスクを順次搬入してから全ての金属キャスクを貯蔵後搬出するまで、いずれの状態においても、安全性の確保の観点から以下を考慮した設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>なお、搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合等は、除染に使用した水等の液体廃棄物及びウエス等の固体廃棄物はドラム缶、ステンレス製の密封容器に入れた後、廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>(1) 汚染の拡大防止</p> <p>放射性廃棄物を保管廃棄する施設として廃棄物貯蔵室を設置し、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、使用済燃料貯蔵建屋受入れ区域の独立した区画内に設け、出入口にはせきを設ける構造とする。</p> <p>また、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄するドラム缶、ステンレス製の密封容器は漏えい防止を考慮した設計と</p>			

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
		<p>する。</p> <p>なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>6.3 主要設備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 保管廃棄方法</p> <p>廃棄物貯蔵室では、200ℓドラム缶約100本相当を3段積みとして、転倒防止対策を実施する。</p> <p>液体廃棄物ドラム缶、ステンレス製の密封容器の貯蔵については、転倒による漏えいを防止する観点から床に近い最下段に配置することとし、液体廃棄物を貯蔵するドラム缶、ステンレス製の密封容器は腐食を考慮した仕様とする。</p> <p>ドラム缶、ステンレス製の密封容器の管理については、巡視点検にてドラム缶、ステンレス製の密封容器の目視点検を実施するとともに漏えいのないことを確認する。</p> <p>なお、仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷に備え、廃棄物貯蔵室内に保管廃棄しているドラム缶、ステンレス製の密封容器が廃棄物貯蔵室外、敷地内及び敷地外への漂流を防止するためドラム缶、ステンレス製の密封容器を固縛する漂流防止対策を講ずる。</p>			